

就労継続支援 A 型

福島ケアサービス株式会社



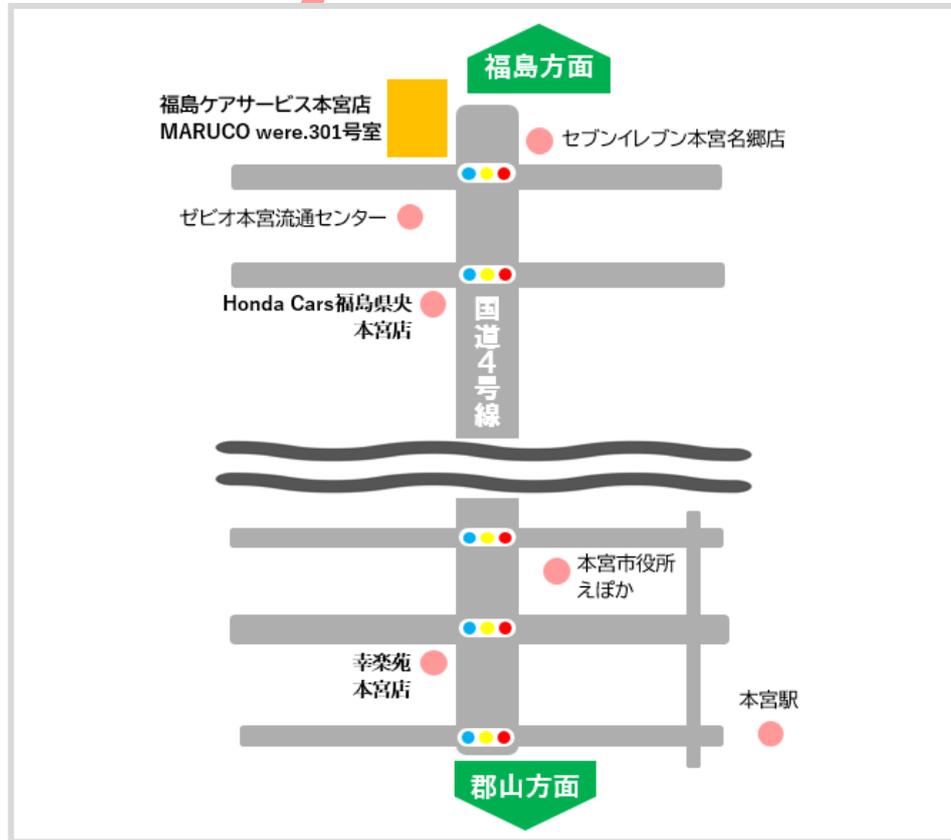
～本宮店～

COMPANY
BROCHURE

会社案内

アクセス

福島ケアサービス本宮店



●本宮駅より車で6分

住所 〒969-1174

福島県本宮市本宮字南ノ内 65-1 MARUCO ware. 301号室

TEL 0243-24-7307

FAX 0243-24-7308

MEIL info-m@fukushimacare.jp

就労継続支援 A 型事業所とは....

障がいをお持ちの方、もしくはそれ同等のご持病をお持ちの方達が、原則、将来一般就労をすることを目標に働く訓練をする施設です。

また、A 型事業所は事業所とご利用様様が雇用契約を結ぶことが前提となります。雇用契約を結び、お給料をもらいながら責任感をもって働くことで、一般就労に必要な技術や知識、マナー、一般常識を身につけていただきます。

A 型事業所で働くことが一般就労の代わりとなり、A 型事業所で働くことが現在一般就労が困難である理由を克服するための訓練となります。

※一般の会社でやってはいけないことは、当事業所でもやってはいけません。

例：遅刻、無断早退、無断欠勤、居眠り、作業を行わない、

事業所の指示に従わない、暴言、暴力、ルールを破る、事業所の運営に支障をきたす行為、一般常識を逸脱した行為など。

【利用条件】

- ・ 現段階で一般企業に雇用されることが困難であること
- ・ 利用開始時の年齢が 18 歳以上 65 歳未満の方であること
- ・ 雇用契約に基づく就労が可能であること
 - 雇用契約についての理解があること
 - 会社のルールや就業規則を守れること
 - 事業所の提供する環境で、作業ができること

※事業所と管轄の市区町村が判断し、利用の決定を決めます。

【このような方がご利用されております】

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ・ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ・ 企業での就労経験のある方で、離職を経て現在は雇用関係がない方
(ダブルワークや副業、他の仕事との兼業は当事業所ではできません)

※何年以内に一般就労をしなくてはならないという条件はございません。

ご年齢によっては、定年まで当事業所で働くことも可能です。

障がいをお持ちの方を対象に、当事業所での
勤労経験を経て一般企業へご就職できるよう
サポート事業を行っております

作業風景

ハンドメイド商品の作成や
パソコン作業など、ご利用
者様に合った作業を提供し
継続的に支援していきます



【1日の流れ】

10:30～朝礼・清掃

10:40～午前の作業

12:30～昼休憩

13:30～午後の作業

15:20～片付け・日報記入

15:30 終礼



●時給 901 円～

●就業時間・出勤日数

※原則 10:30～15:30(実働 4 時間、休憩 1 時間)

※1 週間で 20 時間、1 ヶ月で最低 20 日(80 時間)の勤務、土曜出勤有り

※毎月のお休みは原則 8 回(日曜・祝日・会社の指定日)

※送迎サービス利用希望の方は、就業時間が変更となる可能性あり

●休憩時間

※就業時間内で 1 時間休憩(休憩時間内であれば外出も可能)

●時差出勤

※9:30～17:30 内で 4 時間の勤務が可能

※条件：事前に申請を行うこと・1 日平均 4 時間勤務を守ること

自力での通勤が可能であること・出席率 80%以上であること

(障がいやご持病、お体の状態によっては、時差出勤の許可を

判断するために主治医の診断書の提出が必要となります)

●昼食

※各自で持参(休憩時間内であれば外出をして、買い出しも可能)

●送迎サービス

※週3回以上、送迎を利用される方のみ対象

※勤務開始時間・勤務終了時間・送迎時間は変動する可能性あり

(送迎サービスの利用者が増えた場合や送迎ルートが変更される場合)

※送迎サービスは、1ヶ月単位で利用の申請が必要

(同月内で送迎サービスと自力での通勤の併用はできません)

●交通費

※実費支給で上限は20,000円(給与と合算でお振込み)

※ガソリン、電車、バス代が交通費の対象

(公共交通機関を利用の場合、定期を購入していただきます)

※駐車場代は無料(備え付けの駐車場がある事業所の場合)

●給与

※月末締め of 翌月25日払い

※給与のお支払い日が土・日・祝の場合、前営業日にお支払い

●ダブルワーク禁止

※禁止の理由：A型事業所は一般就労が困難な方を対象とした福祉施設となり、

ダブルワークでも一般就労可能な場合、利用対象者とみなされなくなるため

※ダブルワークや副業は、ご利用料金にも影響が出ますのでご注意ください

●休日

毎月の休みは8回(受給者証に記載の支給量)

日曜・祝日・会社の指定日が**お休み**となります

※当事業所では**土曜日**の出勤もごさいます

1. 祝日がある月の場合

→弊社指定の**土曜に出勤**

2. 通院や諸事情により決められた出勤日に休んだ場合

→弊社指定の**土曜に振替出勤**となります。

3. 年末年始休暇は12月29日から1月3日

GWやお盆休みはあらかじめ定める勤務カレンダーに準ずる

●雇用保険の加入

原則、1週間で20時間勤務することが、雇用保険に加入するために必要な勤務時間となります

当事業所のご利用者様は、一律で加入いただいております

ご利用までの流れ

1. ご相談・ご見学・面接

ご相談・ご見学の際は事前にお電話にてご予約ください

面接時に**ハローワークの紹介状と履歴書**をお持ちください

2. 体験期間

入社前の体験にて当事業所の作業内容や環境がご自身に合っているか確認をしていただきます。

(体験期間は原則 5 日間前後、交通費やお給料は発生しません)

(事業所は体験中の様子を踏まえ、採用の可否を判断します)

3. 受給者証の申請

お住いの市区町村の障がい福祉課の窓口にて受給者証の申請を行って頂きます

利用計画書の作成

支給決定＝利用計画の完成

4. 福島ケアサービスにて面談・契約

受給者証発行後、事業所にて利用規約の説明を行いサービス利用契約と雇用契約を結びます。また、今後の就労に関する目標や希望などのヒアリングをして個別支援計画を作成いたします。

5. 利用開始

新しいスタートの始まり！アナタの未来をもっと楽しく！！

私たちはいつも側に居ます！！

ステップアップカリキュラム

STEP

1

初級のお仕事

- パソコン作業の場合：簡単なデータ入力、名簿作り
- モノづくりの場合：ギフト、装飾品、編み物作りなど

※スキルに合わせ作業は選択可能、初級のお仕事は納期や期限がありませんので自分のペースで作業に取り組みます。

目標

会社のルールを理解し守る、職場環境に慣れる

休まずに時間厳守を守る、規則正しく健康的な生活を送る

STEP

2

中級のお仕事

- パソコン作業の場合：ライティング、ホームページ作成
- それ以外：施設内での検品・梱包・部品の組立て作業

目標

納期や期限のある仕事を行う、社会に必要なコミュニケーションスキルを身につける、引受けた仕事を最後までやり遂げる

STEP

3

上級のお仕事

- 施設外の提携先企業で働く(施設外就労)

※事業所の支援員が同行しサポートいたしますのでご安心ください

目標

失敗をしても、あきらめずに再チャレンジすることができる

STEP

4

就職活動の開始

- 職員と一緒に評価・分析を行い、希望の職種を決め就職する



私たちが心がけていること Policy

就労の「楽しさ」を重要視。
無理のない就労習慣を。

日々の就労に「楽しさ」を取り入れ、無理なく少しずつ就労の習慣を生活の中に取り入れていきます。

障がい特性に配慮した
業務の采配を心がけています。

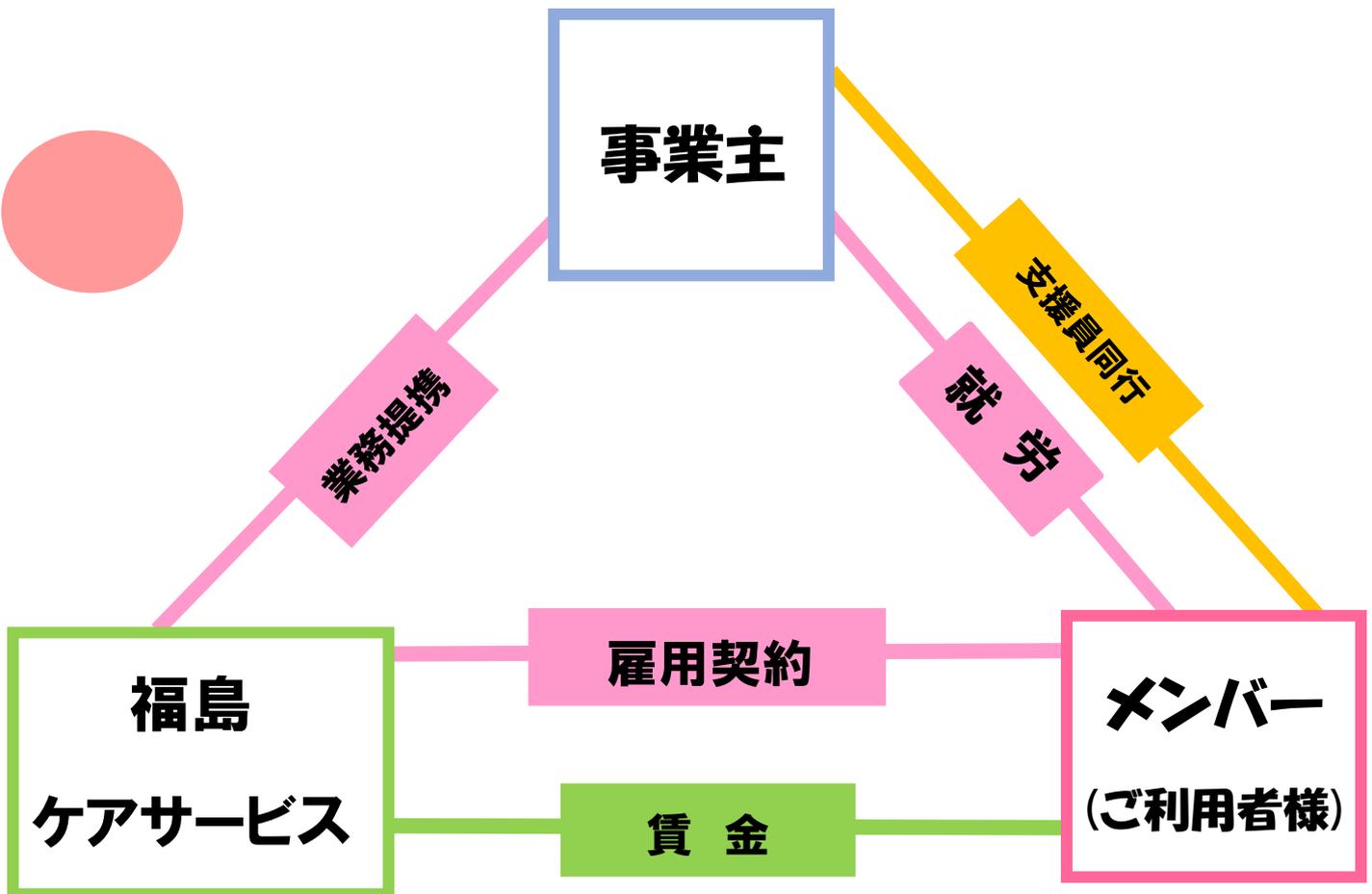
障がい特性(身体・知的・精神)に配慮しつつ、適性に応じた作業に取り組み事により、専門性を伸ばしていきます。

失敗は次のステップへの糧と考えます。

作業に一生懸命に取り組んだ上での失敗は、決して否定せず、一步前進したと捉え、新たな可能性を模索します。

サポートのしくみ

私たちは安心して働ける機会を提供し、一人ひとりのニーズに合わせ技術・知識・能力の向上に努め、利用される皆さんの気持ちに寄り添い笑顔あふれる事業所作りを目指しています。



よくある質問について

障がい者手帳を持っていなくてもサービスは利用できますか？

お住いの市区町村により判断が異なりますため、管轄の役所にてご相談ください。

A型事業所の利用対象者は…

- ・ 現段階で一般企業に雇用されることが困難であること
- ・ 利用開始時の年齢が 18 歳以上 65 歳未満の方であること
- ・ 雇用契約に基づく就労が可能であること
 - 雇用契約についての理解があること
 - 会社のルールや就業規則を守れること
 - 事業所の提供する環境で、作業ができること

※事業所と管轄の市区町村が判断し、利用の決定を決めます。

具体的には次のような方がご利用されております。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した方など就労経験のある方で現在、雇用関係がない方

サービスの利用料金はいくらかかりますか？

ご利用者様の世帯収入にて判断されます。生活保護受給者や低所得等で住民税非課税の方は利用料金が発生いたしません。

(※詳しくはお住いの市区町村の障がい福祉課にご確認ください。)

既に障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方は、受給者証に「負担上限月額」として記載されておりますのでご確認ください。

送迎サービスはありますか？

原則ご自身で事業所まで通勤していただきますが、事業所から片道 15 分圏内の方であれば指定の集合場所から事業所まで送迎サービスを実施しております。

送迎エリア外の方も事業所の最寄駅までお越し頂ければ送迎を行っております。

※同月内で送迎サービスと自力での通勤の併用はできません。

※送迎サービスの費用は無料となります。

交通費は支給されますか？

自家用車や公共交通機関を利用し通勤される方には、実費支給で上限 20,000 円までの交通費が支給されます。ご自身で定期等を購入いただき、後日会社から支給されます。交通費はお給料と合算でお振込みいたします。

(通勤費については一部例外もございますので、事前にご相談ください)

勤務時間は何時から何時までですか？

作業時間は原則、「10:30～15:30（実働4時間、休憩1時間）」です。

※4時間以下の勤務は原則できません。（4時間以上の勤務は応相談）

※1週間で20時間、1ヵ月で最低20日(80時間)の勤務となります。

※毎月のお休みは原則8回(日曜・祝日・会社の指定日)

※当事業所では土曜日の出勤もございます。

1. 祝日がある月の場合、弊社指定の土曜に出勤
2. 通院や諸事情により出勤日に休んだ場合、弊社指定の土曜に振替出勤

時差出勤はできますか？

当事業所では、9:30～17:30内で時差出勤ができます。

利用条件：

1. 事前申請を行うこと ※1ヶ月単位で事前申請が必要となります
(利用日の当日や前日の急な時差出勤はできません。申請書は前月までに提出)
2. 1日4時間勤務を守ること
(時差出勤を理由に勤務時間の増減はできません)
3. 自家用車もしくは公共交通機関にて自力での通勤が可能であること
(送迎サービスを利用されている場合、時差出勤はできません)
4. 出席率が80%以上かつ、1日の平均勤務時間が4時間以上であること
(上記を下回る出勤率や勤務時間の場合、時差出勤の許可を取り下げます)

昼食などの食事の提供はありますか？

当事業所では食事の提供はございません。昼食は各自で持参していただいております。また、休憩時間内であれば外出も可能で、飲食店やコンビニに行くことができます。

※店舗によっては、徒歩圏内に飲食店やコンビニがない場合がございます。

送迎サービスにて通勤される方は、お弁当を持参されるか、通勤の前にお弁当等を購入してから出勤ください。

施設の外で働くことはありますか？(施設外就労の有無について)

施設外での作業もございます。地域の企業と提携し、施設外で様々な作業に取り組んでいただいております。商業施設での品出しや清掃、工場内での検品や梱包作業、農園での野菜や果物の栽培や収穫作業など…

必ず、当事業所の支援員が同行するので安心して働くことができます。

※施設外でのお仕事は希望者のみとなりますが、施設外就労は将来一般就労する上でとても大切な経験となります。

一般企業の方々と協力し、失敗してもあきらめずに再チャレンジできるようになるために、できる限り参加しましょう。

パソコン作業を希望なのですが、どんな仕事がありますか？

パソコン作業はご利用者様の技量に合わせて作業を提案しております。

初心者の方や不安がある方でも参加できる作業をご用意しております。

初級の作業では、キーボードの配置を覚えるためにタイピング練習や

簡単なデータ入力、名簿作りに取り組んでいただいております。

パソコンの作業が得意な方や慣れてきた方には、ライティングやレビュー作

り、チラシの作成、ホームページ製作等の作業に取り組んでいただいております。

ます。

※マニュアル等を使いながら、支援員と一緒に少しずつ確認しながら作業を

行っていきます。

職場の雰囲気が気になります。

ご利用者様と職員が仲良く、協力して働ける「アットホームな環境づくり」

を心掛けております。

まずは、見学で当事業所の雰囲気を感じていただき、その後、体験に参加し

お仕事や環境面がご自身に合っているかを検討していただきます。

見学は、随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

職員一同お待ちしております。

ダブルワークはできますか？

原則、就労継続支援 A 型事業所を利用しながらダブルワークはできません。

A 型事業所を利用されるご利用者様は、自身のお住いの市区町村から受給者証が発行され A 型事業所と契約しお仕事をすることになります。

市区町村が受給者証を発行する理由は、「対象者が現段階では一般就労が困難であり、A 型事業所で働くことが一般就労の代わりとなり、それが一般就労できない理由を克服するための訓練となるから」となります。

つまり、一般企業でアルバイトやパート勤務が可能ならば A 型事業所を利用する必要性は無いと判断されます。ダブルワークを行った場合、最悪サービスの継続利用ができなくなる可能性がございますのでご注意ください。

体調が悪い時

どうしても体調が悪く家を出ることができない場合は、無理に出勤する必要はございません。

勤務開始時間までに出勤できない場合は原則、本人様から事業所に電話連絡をください。電話にて、体調確認や状況確認などの相談援助を行います。

勤務中に体調が悪くなった際も随時休憩していただくことが可能です。

